

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 218 回定例会・会議録

日 時 令和 3 (2021) 年 8 月 4 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 30
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、小田、小名、小野、神林、三宮、品田、須田、
高木、高橋、竹内、本間、三井田達毅、三井田潤、宮崎
以上 15 名
欠席委員 坂本
以上 1 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊所長 佐藤副所長 田中原子力防災専門官
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関所長
新潟県原子力安全対策課 石川副参事 松本主査
柏崎市 防災・原子力課 金子課長代理 田村主事
刈羽村 総務課 鈴木課長 高橋課長補佐 柳主事
東京電力ホールディングス (株) 石井発電所長 割田広報部長
篠田原子力安全センター所長
栗田新潟本部副代表
佐藤リスクコミュニケーター
西山第二保全部長
曾良岡土木・建築担当
小林地域共生総括 G

柏崎原子力広報センター 竹内業務執行理事
近藤事務局長
石黒主査 松岡主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第 218 回定例会を開催します。

本日の欠席委員は坂本委員 1 名です。会議の終了時間は 8 時 30 分と致します。

それでは、配付資料の確認をお願いします。

まず事務局からは、本日の「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見書」以上でございます。

次にオブザーバーから、原子力規制庁から 4 部、資源エネルギー庁から 1 部、新潟県から 3 部、柏崎市から 4 部、刈羽村から 3 部、東京電力ホールディングスから 5 部、以上でございます。不足がございましたらお知らせください。委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、三宮会長に進行をお願い致します。

◎三宮議長

それでは、第 218 回定例会を始めさせていただきます。

初めに、前回定例会以降の動き、質疑応答ということで、東京電力さん、規制庁さん、エネ庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順番で説明していただきたいと思います。それでは東京電力ホールディングスさん、お願いします。

◎割田広報部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所広報部の割田でございます。本日、副所長の櫻井が都合により出席できず申し訳ございません。私から前回定例会以降の動きについてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の第 218 回地域の会定例会資料と記載しております、東京電力の資料をご用意いただければと思います。

まず、不適合関係でございます。7 月 29 日、発電所構内（屋外）における脱水症の発生について、8 月 3 日、取水口付近（屋外）における熱中症の発生について。この当該 2 件目につきましては、資料 P2 から 3 となります。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、発電所に係る情報でございます。

7 月 8 日、ISO9001 認証の返納について。資料は P5 からとなります。2006 年に、ISO9001 認証取得以降、更新審査をいただいているところでございますが、本年 4 月に原子力規制委員会からの評価結果を受けた後、認証機関様から、「認証を継続するには核物質防護設備の機能に関する是正措置を確認する追加の審査が速やかに必要である」とのご連絡をいただきました。現状、核物質防護事案につきましては、根本原因究明と改善措置活動を検討している段階でございます。このため、認証機関様による追加審査が難しいということで今回、認証を返納することと致しました。

今後、当発電所としましては品質保証活動を継続し、認証機関様との審査条件が整

い次第、再取得を目指して参りたいと考えております。

続きまして7月8日、7号機燃料取替機の制御盤等の交換について。資料はP6となります。

燃料取替機につきましては、原子炉と使用済燃料プールの間を移動しまして、燃料の取り出しや装荷をする際に使用する設備でございます。制御盤等は計画的に交換をしているところでございます。今回7号機の操作盤、制御盤、台車を動かすためのモーターを交換し、その後動作確認試験を行う予定です。具体的な工期は調整中でございます。これによって、燃料そのものを動かすということはございません。

次に7月8日、柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルスワクチン職域接種の対応について、資料P7となります。

新型コロナウイルスのワクチン職域接種につきましては、当社社員及び協力企業社員を対象に8月下旬に開始できるよう準備を進めているところでございます。現在、ワクチンの確保等、諸条件を詰めている状況でございます。引き続き、当社と協力企業は一体となり、感染拡大防止に向けた取り組みを進めて参ります。

続きまして、7月15日、8月1日及び8月8日の柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要について、それぞれP8、12、そして、とじ込みに間に合わず申し訳ございませんが、本日の別紙をご参照ください。

まず、7月15日発表分でございますが、柏崎在住の協力企業の作業員の方で、県内で感染が確認された方と接触があり、保健所の指導に基づきPCR検査を受診した結果、陽性が判明したものでございます。通勤時に同じ車両に利用していた5名に対して自主的な検査を行ったところ、この5名については陰性であることを確認してございます。

8月1日発表分は、柏崎在住の協力企業の作業員の方でございます。7月16日以降、発電所には入構していない方でございますけれども、作業並びに出退者人、同じ車両に利用していた協力企業の作業員の方、7名については、現在、自主的な検査を行っているところでございます。

そして、本日8月4日公表分として、柏崎市在住の協力企業の作業員の方でございます。現在、濃厚接触者等につきましては、保健所様にご確認をいただいているところでございます。

新型コロナ感染症、断続的に新潟県内でも発生しているところでございますけれども、地域の皆様にご心配をお掛けしているところでございます。引き続き、当社及び協力企業が一体となり、感染防止対策に務めて参りたいと考えております。

続きまして、7月30日、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機に関する申告内容とそれに基づく調査状況及び今後の対応について、資料はP9となります。

本件は、前回の地域の会でもご説明をさせていただきました、いわゆる申告案件に関する調査状況と今後の対応に関するものでございます。

本年3月以降、当社のグループ会社であります東京電力エナジーパートナー宛てに、東京エネシスの一部の下請け会社が施工した柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の消化設備の配管が酸化を防止するための施工方法、いわゆるバックシールドとされているものでございますが、これを行わずに溶接されているといった旨の匿名の申告がございました。この申告を受けまして当社は、東京エネシスに対し、申告内容の事実確認を指示し、当社としても調査内容の確認とその評価を進めているところでございます。申告内容の事実確認ではファイバースコープによる配管内面調査と関係者への聞き取り調査を実施しており、調査の進捗状況については随時東京エネシスから報告を受け、当社としての評価を行うと共に、今後の調査方針も検討し、東京エネシスと連携して調査を進めております。聞き取り調査自体は東京エネシスが行っておりますが、申告案件であることを考慮し、慎重に調査を進めており、溶接士などへの聞き取りにあたっては当社も同席し、当社としても内容の確認等、評価を行っております。

そのような中、東京エネシスより、6号機の固定式消火設備の配管の一部で施工を担当した一部の下請け会社。これは申告があった東京エネシスの下請け会社のさらにその下請けに当たる会社でございますけれども、バックシールドを実施せずに溶接をしていたことを確認した旨の報告をいただきました。

当社としてもファイバースコープの内面調査結果から施工書、施工仕様書通りの施行がされていない箇所があったこと、当該箇所を溶接した溶接士などへの聞き取りからバックシールドを実施せずに施工したとの証言が得られたこと、そして当該箇所の施行記録で、施工指示書通りに施工したというような虚偽の報告が行われていたこと。この3点を確認してございます。

調査は現在も継続中で、原因究明はこれからという状況でございますけれども、施工記録において、バックシールド施工を行っていたといった虚偽の報告がなされたことは誠に遺憾でございます。

当社は、6号機固定式消火設備の工事を発注しましたKS6という会社名でございますが、こちらに対してバックシールドを実施せずに溶接した箇所の再施工を指示するなど、厳正な対応を求めて参りたいと考えております。

調査の状況でございますが、6号機における固定式消火設備の配管溶接の総数は約3200カ所でございます。その内、申告があった東京エネシスの下請け会社が施工した箇所は1200カ所でございます。その中から400カ所を調査した結果、30カ所でバックシールドを実施せずに溶接された箇所が確認されました。

この30カ所は全て一部の溶接士による溶接であることを確認していますが、今後も調査を継続し、原因究明を図って参ります。

尚、6号機ではこの東京エネシスの下請け会社以外の会社が施工した溶接部は3200から1200を引いた約2000カ所でございます。その内200カ所を調査しておりますが、現在バックシールドを実施せずに溶接された箇所は確認されておられません。また、7

号機も総数 3900 カ所に対して同様にバックシールドを実施せずに溶接された箇所は現在、確認されておりません。

この状況を踏まえまして、当社は 6 号機については KS6、7 号機については東京エネシスに対して調査の継続を指示すると共に、当社としても調査内容の確認とその評価を継続して参りたいと考えております。この結果につきましては、取りまとめ次第、この場でもお知らせしたいと思っております。

その他でございます。7 月 21 日、特別事業計画の変更の認定申請について、資料は P13 及び別紙となります。

当社は法の規定に基づきまして、本年 4 月 21 日に認定を受けた、特別事業計画の変更の認定について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で主務大臣に申請致しました。資料別紙のとおり、本日 8 月 4 日、第 4 次総合特別事業計画として、主務大臣にその内容を認定いただいております。

四次総特では、当社の最大使命である福島の実責任を果たしていくためにも事業を安定的に展開する必要があり、その大前提として当社原子力発電所で発生した一連の不適切な事案により既存した社会の皆様からの信頼回復、これを最優先に課題に掲げ、全社的な改革を進めて参ります。

その他の資料につきましては、配付のみとさせていただきますので後ほどご確認をいただきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。まず、資料の確認をさせていただきたいのですが、本日、私共から 4 部資料をお配りさせていただいております。1 つは「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」1 枚のもの、次に「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所令和 3 年度原子力規制検査報告書」ホチキスで閉じたもの、「第 13 回原子力事業者防災訓練報告会」右隅に「抜粋」と書かれたもの、「避難計画に関する高橋委員からのご質問への回答」、以上 4 種類でございます。

それでは「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」の資料に基づいて報告を致します。時間の制約もあると思っておりますので、ポイントを絞ってお話させていただければと思います。

まず、委員会の関係です。主なものとして、7 月 14 日の委員会では原子力規制検査の検査ガイド類の改正を行っております。主な改正としては、例えば原子力規制検査では四半期ごとに検査、報告書を作成しておりますが、その報告書を確定させる前に事業者から意見を聴取するプロセスを追加してございます。

7 月 21 日の委員会では、既にこちらの定例会でもご説明させていただいてますが、

原子力災害対策指針の改正案に関してパブリックコメントを実施しておりました。6月3日から7月2日に実施してございましたが、提出意見としては1件のみで、反対意見でなかったことから改正内容はそのまま了承されております。

7月23日の委員会、こちらは通常委員会と臨時の会議とそれぞれございますが、令和3年度の第1四半期の原子力規制検査の結果について報告してございます。柏崎刈羽原子力発電所の検査結果は、特に検査指摘事項はございませんでした。但し、前回継続案件とした2件、1つは火災報知機の設置場所が不適切であったということと、溶接部の機械試験が未実施だったこと、この2点について、東京電力が現在総点検を実施して、処置の完了に9月ごろまでかかる見通しということで、検査としては引き続き継続案件としてございます。

尚、検査報告書を先ほどお伝えしましたように配付してございますので、詳細についてはそちらをご覧くださいと思います。

次に、柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の審査状況でございます。

審査会合、ヒアリング等は記載のとおりで、実績を記載してございます。尚、ページをめくっていただいて2ページ目の裏のところの一番上、現地調査と書いてございますけど、本日から明日にかけて、特重施設に係わる審査の一環として現地調査を実施してございます。原子力規制委員からは石渡委員、審査グループが参加してございます。本日は地震計の設置状況などの現地視察と、明日は特定重大事故対処施設の現地調査、地質、地質構造等の関係を中心に調査を実施する予定です。

続きまして、次に規制法令及び通達に係る文書でございますが、7月13日に記載してございます、こちらは7号機の高エネルギーアーク損傷対策工事、いわゆる我々HEAF工事と言っていますが、使用前確認を終了し、東京電力に対して確認書を交付してございます。

次に被規制者との面談でございますけども、8月3日、一番下のところに記載してございます、東京電力から日本軽金属の名古屋工場で不適切行為のあったアルミ板製品について、柏崎刈羽原子力発電所の使用状況及び使用にあたっての健全性の確認状況について説明を受けてございます。東京電力からは特に健全性について問題はないという報告を受けてございますが、現在規制庁としても確認をしてございます。

その他、公開会合の関係でございますが、7月29日は第4回緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム会合を開催してございます。

こちらでは、緊急時の甲状腺被ばくの関係でその対象者、測定方法、実施体制について報告書を取りまとめてございまして、若干この検討チームの中でいろいろ意見もございまして修正をする必要もございまして、今後規制委員会への報告、原子力災害対策指針の改正を予定してございます。

8月3日は、第13回原子力事業者防災訓練報告会が開催されてございます。こちらは令和2年度に実施された事業者防災訓練の結果について報告がございました。柏

崎刈羽原子力発電所の結果については、別途お配りした資料で後ほど説明致します。

放射線モニタリング情報ですが、全国のモニタリングの測定値についてホームページでも公開してございますが、特異な数値等はございませんでした。

先ほど申し上げた、事業者防災訓練の訓練結果ということで別途資料をお配りしている第13回原子力事業者防災訓練報告会説明資料というものを見ていただければと思います。こちら右肩に書いてございますように、抜粋ということで柏崎刈羽の関係のところだけを今回印刷してございます。

1枚目のところは昨年度の訓練実績ということで、柏崎刈羽原子力発電所については、今年の3月12日に訓練を実施しました。次に6ページでございます。こちらに各発電所の評価結果の概要を示してございます。柏崎刈羽原子力発電所は右から2番目のところで、黄色とか色がついている部分ですが、評価としては、特に指標のERCプラント班との情報共有がBや、情報共有のためのツール等の活用がBということになってございます。

ページめくっていただいて7ページ目は、最近のそういったその評価。特にその指標(2)に関しての傾向を示してございます。

次のページ、令和2年度訓練結果(4)評価結果を踏まえた改善に向けた取り組みということで、柏崎刈羽原子力発電所に関しては、その中の一番右側のほうに記載がございます。いくつか課題があった中で主なものとしては、事象進展が早いシナリオの場合、プラントの情報戦略等の情報整理が不十分。これがタイムリーに、適切なかたちで、規制庁のほうに情報提供がされなかった、あと、情報を共有するための資料である、COPと言われているツールがあるのですが、その使い方。その資料自身がちょっと複雑でわかりにくいといった改善点があり、こちらについては、既に東京電力さんで改善をしていただいております、6月11日に再訓練というかたちで、規制庁も含めてもう一度改めて訓練をして、既に改善ができたことを確認してございます。

それ以降のところは参考ですので、お時間のある時にご覧いただければと思います。私から説明は以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、エネ庁さんお願いします。

◎関柏崎刈羽地域担当官事務所長(資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁の関でございます。前回定例会以降の資源エネルギー庁の動きにつきまして説明させていただきます。

エネルギー政策全般につきましてですけれども、まず1ページ目、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを開催してございます。先月から行ってございまして、5回、6回が行われております。

続きまして、ALPS処理水の処分に関するIAEAの支援について署名を行っております。

続きまして、発電コスト検証ワーキンググループ、そして1枚めくっていただきまして、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会というのがセットで開催されております。新聞等で今、報道されているかと思うのですが、太陽光発電のコストや、原子力発電のコストについて、資源エネルギー庁のほうで試算をさせていただきまして、その試算の検討を行っているのがワーキンググループで、そのワーキンググループの試算結果を踏まえて基本政策分科会で議論しております。

2 ページ目の第46回ですけれども、7月21日に第6次エネルギー基本計画の素案について説明が行われております。今回配付してございませんけれども、資料1、資料2と、WEB ページで掲載されてございますので、その掲載先のアドレスを記載させていただいております。まだ素案の段階で、議論中のため変わり得るところもありますので、配付につきましては今回控えさせていただいておりますけれども、来月以降、素案が固まりましたら皆様に配付したいと思っております。

続きまして、3 ページでございますけれども、7月30日に第6次エネ基に関して議論する基本政策分科会が開催されまして、関係団体からヒアリングが行われました。

そして、8月3日、昨日ですけれども、また発電コスト検証ワーキンググループが行われ、本日、基本政策分科会が開催されております。ただ、まさに本日行われましたので、結果につきましては私も把握できていないので、来月以降ご紹介したいと思っております。

続きまして4 ページ目ですけれども、現在再生エネルギーの導入に向けて、長距離海底直流送電の整備に向けた検討も進められており、この検討会が7月29日に開かれております。その下のところでございますけれども、エネルギー基本計画の中で、省エネをさらに進めていくということで、省エネについての議論も並行して行われております。

4 ページ目下のその他ですが、エネルギー基本計画と車の両輪のように議論されておりますが、環境省の中央環境審議会と経済産業省の産業構造審議会というのがございまして、2つの審査会の合同部会が7月26日に開催され、地球温暖化対策計画案について議論が行われております。エネ基と車の両輪と申し上げましたのは、こちらの計画のほうでは、二酸化炭素を含めた温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年度に温室効果ガス排出量を13年度比、46%削減するという目標を掲げており、電気やガスなどエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量を家庭部門で66%減少、工場などの産業部門で37%減少を目指すということで計画案が発表されています。

現在の地球温暖化対策計画というのは5年前の2016年に閣議設定されたものですが、その計画では2030年度までに温室効果ガス排出量、13年度比26%減という目標でしたので、今回の計画案ではかなり高い目標を定めています。

続きまして5 ページですが、本日第9回が開かれており、本日の結果については現

時点で把握していないのでこの場でご報告できませんが、また来月にエネルギー基本計画案、地球温暖化対策計画案についてこの場でご紹介させていただければと思っております。簡単ではございますが以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして新潟県さんお願いします

◎松本主査（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の松本と申します。私からは右肩に新潟県と書いてあります、「地域の会前回定例会以降の動き」の資料を使ってご説明させていただきます。

まず1番目、安全協定に基づく状況確認でございます。7月9日、柏崎市さん、刈羽村さんと共に、発電所の月例の状況確認を実施致しました。主な確認内容と致しまして、7号機安全対策工事一部未完了箇所について説明を受け、現地で状況を確認致しました。

2番と致しまして、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会でございます。7月27日、第17回避難委員会を開催致しまして、PAZ、UPZ内の要配慮者の避難・防護措置について論点を整理した資料等を確認致しました。

3番、緊急時モニタリング個別実動訓練でございます。7月29日、緊急時モニタリング個別実動訓練を実施致しました。今年度の訓練では防護服内に冷却ベストを着用するなどの熱中症対策を行った上で飲料水や土壌の採取、モニタリング車による放射線量の測定などを実施致しました。こちらの訓練は県の他、規制事務所さん、東京電力さんにもご参加いただいております。

4番、その他と致しまして、8月6日に開催する技術委員会の報道発表資料を添付しております。

私からは以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、柏崎市さんお願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災・原子力課の金子と申します。本日、危機管理監が出席予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の対応ということで急遽欠席とさせていただきます。すいませんが、前回以降の動きということで資料に基づきまして報告をさせていただきます。

1、7月9日、安全協定に基づく月例状況確認ですが、新潟県さん、刈羽村さんと共同で実施をしており、今ほど新潟県さんから説明がありましたので割愛させていただきます。

2、7月11日、令和3、2021年度第1回目の安定ヨウ素剤の事前配布説明会を開催しております。新潟県、刈羽村と共同で刈羽村生涯学習センターラピカにて実施しております。7月11日は53人の方に配布を行っており、その後、郵送配布を含めまし

て149人の方に配布。累計の配布率が71.4%になっております。

また、報道等で目にされた方もいらっしゃると思いますが、新潟県で安定ヨウ素剤の薬局配布を進めており、7月28日から開始となりました。令和4年、2022年3月15日火曜日まで実施しております。

3、7月27日、第17回新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会を傍聴しております。

報告については以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございます。それでは最後に、刈羽村さんお願いします。

◎柳主事（刈羽村・総務課）

刈羽村の柳でございます。

前回定例以降の動きでございますが、まず7月9日に新潟県さん、柏崎市さんと共に安全協定に基づき、月例状況確認を実施。7月11日に同じく新潟県さん、柏崎市さんと共同で、安定ヨウ素剤事前配布説明会を開催。7月27日に検証委員会を傍聴しております。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは、これから前回定例会以降の動きに関しての質疑応答に入りたいと思います。質疑のある方は挙手の上、名前を名乗ってからご発言ください。お願いします。

それでは宮崎委員どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎です。東京電力にこの内部告発に関することをお聞きしたいと思います。3つほどあるのですが、この下請けが作業したということですが、どうしてこういうことが起こったのか、分析されているのかどうかをお聞きしたいです。と言いますのは、内部告発が無ければ、かん口令を引かれていて、この会社はそのことを知っていたわけですよね。この作業の方法を見ると、なかなか技術的なことをやっている。この酸化させないためにアルゴンなど、気体を吹きかけながらやるなんて、とても私、高度な技術的なことだと思っています。技術化、関係して、こういう作業をしている。これをやらなかったということですから。しかもこの前、三井田さんがお聞きしたように、このチェックを何人もの専門家の方が入って、そしてこれが行われなかったっていうこと。信じられないと彼は言っていましたけれども、私も本当にそうだと思います。そうするとこれは大勢の、かなりの識者の、専門家といわれる方が関係しているながら、やらなかったっていうことは。もう談合って言いましょうか、悪い言葉でいえばグルになって、これやらないでなんとか利益を上げようとする動機を聞きたいわけ。動機とかなぜそんな下請けがそんな作業をする事に決断したのか。それでかん口令を引いて、社長が先頭になってかん口令を引いたと思うのですが、なぜそういうこ

とをせざるを得なかったのか。これ分析されたのかをお聞きしたいんです。私が前から、この東電についてはこういうことを考えると、下請け構造。一次の方が受けて、そのお金をまた取って、下の下請けにやるとまた取って、何重のこの下請けがやった工事かわかりませんが、なんかそういう、利益が上げられなくなってこういう不正を会社ぐるみで働いたんじゃないか、そういう私の素人の見方はそうなのです。市民だってそれくらいの見方をしているんじゃないですかね。となると、東京電力に対してとても世界一厳しい規制基準で安全対策したといっても信じられない。こういう気持ちはどうしても起こります。本当に聞かせていただきたい。真っ赤なことですね。当然心配されていて、こんな見逃すような、こんなこと検討しないで済んでいる話じゃないと思うので、ぜひ聞かせてもらいたい。

2つ目は消火管についてですけど、この酸化させないっていう工事は配管については必要なことだと思いますので、他の配管でもこういう工事をやっているんじゃないか。そういうやっている配管っていうのはどういうところでやられているのか。何カ所っていったらいいんですかね、あんのか。それをお聞きしたい。そこにも不正はなかったのかっていうこと。これから調査されるんでしょうか。報告では消火管だけの調査をこれからすると言っておられますけど。他の、それ以外の配管はどうなるのか。

それから3つ目の質問は、いったい作業してから今回の報告は錆びていたことが見えたっていうのですが。どれくらい期間、時間、何日、何年経ってこういうことが起こるのでしょうか。ということは、私らの心配は、原発はずっと止まっている何年も何年も使われなかった。その間、錆がどんどんどんどん進んでいるということになると。「おい、何年も経ったのなんて安全ですとって使えるのか。」こういう心配が本当に増してきました。いったいどれくらい経って、この錆が出ているんでしょうか。以上、3つお聞きします。

◎三宮議長

それでは東電さん、よろしいでしょうか。

◎西山第二保全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の西山でございます。宮崎委員ご質問ありがとうございます。まず1つ目の、どうしてこういうことが起こっているのか、と会社ぐるみではないか、というご質問だと思いますけれども、これまで調査で判明したものというのは、6号機の中で30カ所、一部の溶接士による溶接であるということは確認をしております。その動機がどのようなものかというところは、今後調査を継続して原因究明をしていくということで、現時点では今そこまでの状況でございます。以上でございます。

2つ目の他の配管についてもどうなのかということですが、こちら消火配管というクラス3の配管ということで、原子力設備というのは、安全の重要度ということで、クラス1～3、ということで、要は原子炉の圧力容器に直接接続している配管や、原子炉を止める系統、冷やす系統というものはクラス1ということで、一番高いクラス

になっておりますけれども、こちら安全上重要な設備を守る設備とはいえ、消火配管ということでクラス3ということで、その中では一番低いクラスということになってございます。そういった配管、他にももちろんございますけれども、今はまず申告のあった配管について調査を継続してやっていく中で、他の配管についても、やはり必要だということでありましたら、その調査範囲ということを、その中で検討していくということを考えていきたいと考えております。

3つ目の、どれくらいでこの錆が出るのかということでございますけれども、これはもう溶接をする時に、そのバックシールドということで、アルゴンガスと、要は酸化しないようにガスを流すということでございますが、その流さなかった時点で黒く、もろくなったような状態というものが発生致します。ですので、そういう意味で、やった直後に発生致しますので、その時点ですぐに分かるというようなものなので、時間が経過して出るというものではございません。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございます。それではよろしいですか。他の方どうぞ。

竹内委員、お願いします。

◎竹内委員

私も3点短くお願いしたいんですが、まず規制庁にですが、抜粋の説明資料の6ページの表ですけれども、これは得点の高い順ということになっているんですが、前の時も東京電力は下から2番目だったような気がするのですが、これはなぜいつもそのようになってしまうのか。検査自体が厳しいのか、それともいろいろ問題があるのか、そのあたりを教えてください。

あと2点、東京電力に対してですが、先ほどの宮崎委員が質問した内容ところですが、10ページの溶接時のバックシールドという図ですけれど、これ楔型っていうか、とんがった形で溶接をしていくのですが、これは裏面が内面が黒くなっているだけなのか、それとも検査をしてみてもファイバースコープによる検査なのでわからないと思うんですが、この溶接がきちんと奥まで届いてないという可能性があるのかどうか、ちゃんと表面、奥の方まできっちり溶接されていることは確認できたのかどうかというところを教えてください。

もう1点、なんですけど。今日の話と関係ないんですけど。刈羽から柏崎市に通っている方から、東京電力の敷地の中にすごく。20mも30mもあるような盛土があるのがずっと気になっていて。それで熱海の土砂災害があつてから、何となく怖くなってしまつて。あの土は一体どこから来たんだろうというのと、どのくらいの量があそこに積まれていて、どういう管理がされているのだろうというのを心配になった、市民というか刈羽の方から聞かれたので、それも併せて教えていただければと思います。以上です。

◎三宮議長

それでは、まず規制庁さんからお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。竹内委員ご質問ありがとうございます。

6 ページのところですが、おっしゃるとおり、この表の見方としては点数をつける
と、一番左にある女川が一番点数が良く、一番右にある泊が一番低いと。そういう
意味では柏崎刈羽は下から 2 番目ということにはなるのですが、なぜこうなっている
のかというご質問だとは思いますが、確かに総体的に点数付けたらこうなるのですが、
我々としての評価としては、先ほどお話しましたが、かなり進展が早い難しいシナリ
オにチャレンジをしていることもあり、それが故に必ずしもコミュニケーションとい
うところでうまくできていなかったというところは確かにありました。あとは、確か
に精鋭部隊が当たれば、ある意味点数自体は良くなるのですが、そうではなくて誰で
も対応ができるような意識でやっていただいているところもあって、今回難しいと
ころにチャレンジしたが故の結果ではあったのですが、そこは改善していただければ
いいと私は思っています。以上です。

◎三宮議長

続きまして、東電さん、お願いします。

◎西山第二保全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の西山でございます。2 つ目の内面は黒くなっているということで、奥ま
で溶接がしっかりされているのかというご質問であったと理解しております。

こちら、今状況を調査した中で、バックシールドがされていないというのは、いわ
ゆる花が咲くと言われて、専門用語になりますがそういう状況で黒くなっているとい
うことで、これはバックシールドされていないだろうということで我々は判断をして
おります。ただ、奥までしっかり溶接されているかというところは、あくまでもファ
イバースコープで見ているような状況でございますので、そちらの評価という確認と
いうところは、これから調査を進めていく中で、そのあたりの健全性も含めて確認を
していきたいと思っております。以上でございます。

◎曾良岡土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

続きまして、3 点目のご質問についてお答えさせていただきます。東京電力、曾良
岡でございます。ご質問ありがとうございます。

国道から見えている盛土ですけれども、発電所の中で安全対策工事をたくさん実施
して参りました。物を掘ってそこにコンクリートの設備を作ったりするのですけれど
も、そういった、どけた土砂を、あの場所に土捨て場として開発してございます。数
字については、10 万立米を超えるくらいの量の砂が盛ってございます。こちらにつ
きましては排水が適切にできるか、それから盛土が安定しているか、といったこと
について、きちんと評価をいたしまして、県に届出をして開発してございますのでご
心配いただく必要なあまりないかなと考えてございます。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。竹内さん、よろしいですか。

◎竹内委員

関連して少しだけ申し訳ありません。規制庁にですけれども、前も東電はコミュニケーションの部分でC判定をもらったと思うのですが、その時よりはマシになったのかどうかというあたりをお伺いしたいのと、あと東電にはお願いですけれども、もっと詳しい調査が分かりましたら、この会でまたぜひ教えてください。以上です。

◎三宮議長

では、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。質問ありがとうございました。

そういう意味では、C評価から今回はB評価ということなので、それから比べれば、特にそこまでは悪くはないとは思っています。よりチャレンジをする事によってもっと改善をしていこうということだと思ってます。

◎竹内委員

ありがとうございました。

◎三宮議長

他にもうお一人。品田委員お願いします。これで最後にします。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。ISO9001 認証を返納したということですが、ここに保証活動を継続するという事で書いてありますが、これはぜひやるべきだと思っておりますし、ぜひお願いしたいなというところなんです、参考までにお聞きしたいのですが、ISOは9001の他に取得されているのはあるのですか、ないのですか。

◎三宮議長

東電さん、お願いします。

◎西山第二保全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

9001以外は取得しているものはございません。

◎品田委員

ありがとうございました。

◎三宮議長

それでは次の時間の都合もありますので、ここで休憩に入ります。換気を行いますので、19時半から第二部を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

— 休憩 —

◎三宮議長

そろそろ時間になりますので、第2部に入りたいと思います。

続きまして、前回定例会でご説明いただきました、避難マニュアル、避難計画等についての質疑応答ということで、今月は時間を取っております。これから委員からの質問に関しましてご回答いただくのですが、各オブザーバーの方には、ある程度時間を割り振っております。各委員の方にご承知おきいただきたいのは、今回、全ての回答がまだ出揃っておりません。そのへんを踏まえてお聞きいただきながら、説明いただいた後に、また質疑応答を行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、最初に東京電力ホールディングスさんから、お願いします。

◎割田広報部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力ホールディングスの割田でございます。まず、高橋委員からのご質問への回答をさせて頂きたいと思っております。

ご質問は、「東京電力は、実効性ある避難計画策定は問題山積みであり、先が全く見えていないのが現状の中であっても、原子力規制委員会の再審査が終わった段階で再稼働を強行するつもりなのか。再稼働と避難計画は別なのか、明確に回答願いたい」というものかと思っております。これに関する回答でございます。避難計画につきましては、新潟県を始めとする、関係する自治体様で策定されておりますが、弊社としましては原子力災害に対する事業者としての責務を果たしていくと共に、避難計画の実効性を高めるために最大限のご協力をさせて頂きたく所存でございます。このため、弊社は、新潟県と原子力防災に関する協力協定を締結し、平時から要員や資機材の協力体制を構築すると共に、新潟県が実施する原子力防災訓練の振り返りを協力し行うことで、協力体制等の改善を行って参りたいというふう考えております。

続きまして、宮崎委員からのご質問への回答でございます。ご質問は、「事態発生からPAZ住民の避難完了までベントしないことができるのか。東電は放射性物質の放出の事態が発生してから約半日は、12時間でございますね。ベントしないよう事故原因に関わらずコントロールできるのか」、というものかと思っております。

これに対する回答でございます。福島第一原子力発電所の事故のように、発電所に備えている多数の設備が機能喪失し、格納容器内の圧力が上昇した場合には、フィルタベントにて放射性物質を極力低減させたのちにガスを排出することになります。柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の新規制基準適合性審査において、福島第一の事故よりもさらに圧力上昇が早くなる過酷な事故を想定した事故進展において、事象発生から約38時間後にベント操作が必要となる、と評価してございます。この評価に加え、代替循環冷却設備を24時間以内に現場に設置し、除熱機能を回復させることでフィルタベントを使用することなく、放射性物質を可能な限り回避する設計としております。私からの説明は以上でございます。

◎三宮議長

続きまして、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊でございます。私共、規制庁に対しては、高橋委員から意見・ご質問をいただいております。そちらについては回答したいと思います。

「原子力規制庁原子力規制委員会は、避難計画から逃げているのか」、というご質問。原子力規制庁原子力規制委員会は、やるべきことを果たしていないのではないかとご質問と解釈致しました。その上で回答でございますが、まずは地方自治体と国、規制庁との役割について改めて説明させていただければ、地域防災計画・避難計画は、地域の実情を熟知している地方公共団体が策定するということが基本となっておりまして、現に災害対策基本法においてもそういったことで規定がございます。そういう意味では、防災計画・避難計画を策定する立場には規制庁はないということをご理解いただければと思います。その上で、規制庁は何を果たす、役割を担っているのかということでございますけれども、実際に地方公共団体等が計画を策定する上での参考にしていただくものとして、原子力災害対策指針というものを指し示してございます。こちらを策定して管理をしているということと、またこういったその策定を現に自治体だけに任せているということではなくて、地域原子力防災協議会等の場を通じて、必要に応じて我々からも原子力災害対策指針の内容に関して助言なり、必要なアドバイスを講じているところでございます。

私共からの説明は以上です。

◎三宮議長

続きまして、新潟県さんお願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課、原子力防災対策係長の石川でございます。

まず、前回ご説明しました県広域避難計画の変更点をまとめました、新旧対照表を今回配付してございます。前回ご説明しましたとおり、県広域避難計画につきましては平成31年3月に計画を策定いたしまして、令和2年3月に計画を改定しております。この令和2年3月の改定につきましては、計画に付随する個別マニュアルの追加、具体的には、2ページ、3ページに記載してございますが、右側下線の引いてある部分、こちらの個別マニュアルの追加、また4ページ以降、道路網であるとか重点区域内人口等の時点修正といった小幅な改定となっております。

このため、本日時間の都合から個別の説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認いただければと考えております。

次にお手元の資料、地域の会委員質問への回答（前回定例会時の質問）でございます。

こちらにつきましては前回の定例会でいただきましたご質問のうち、高校生等を中

心としました生徒たちの帰宅手段や安定ヨウ素剤の備蓄及び配布につきまして、担当部局が異なりますことから、今回書面でお答えさせていただくことと致しました質問につきまして回答させていただくものでございます。

1 ページめくっていただきまして「地域の会、委員質問への回答」でございます。こちらは今回の定例会でいただきました質問に対します回答でございます。

まず今回いただきました質問につきまして、質問数が多かったこと、また担当部局との調整の必要があり、回答に一定の期間を要しますことから本日の配付とさせていただきます。またそれぞれの回答につきまして、今回この場で読み上げさせていただきますと質疑時間の確保が困難なことから、資料の作りにつきましてご説明させていただきます。その後質問がございましたら受けさせていただきます。と思っております。

まず、こちらのページは高木委員からいただきました、地震との複合災害発生時の交通網の確保につきまして回答を記載させていただいております。めくっていただき次のページでございます。

こちら、竹内委員からいただいた質問に対する回答でございます。左側に1、と書いているものにつきましては、避難計画における被ばくについての考え方に関する質問でございます。2番目につきましては要配慮者の避難について、社会福祉施設の入所者や病院等の入院患者、在宅の避難行動要支援者に対する対応につきまして質問いただいたものでございます。

3番目につきましては、感染症流行時の防護対策施設における対応につきましてご質問いただいております。以下、回答の欄に順に番号を振って記載してございます。

さらにめくっていただきまして、三井田委員からの質問のページでございます。こちらの質問につきましては、民間事業者のバス運転手の方々からの原子力災害時の協力についてご質問いただいたものについて、回答を記載してございます。

続きまして最後、宮崎委員からのご質問でございます。質問1～質問10まで頂戴しております。こちらにつきましては、避難計画や原子力防災訓練に関します考え方や原子力災害時における避難時の対応についてそれぞれ、ご質問いただいております。これらにつきまして、質問の後に同じように1～10まで番号を振りまして、回答をさせていただきます。

それぞれ読み上げさせていただきますと、お時間の関係から質疑の時間が確保できませんので今回につきましては、説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、この他にも委員の方々からいただきました意見につきましては、内容について今後の参考とさせていただきたいと考えております。

新潟県からは以上でございます。

◎三宮議長

続きまして、柏崎市さんお願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。最初に三井田副会長、高木委員の回答について事前に事務局から送らせていただいておりますが、一部文字の欠落等がございますので、本日訂正したものを改めて配付させていただきます。大変申し訳ございませんでした。それぞれについて、回答について簡単にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、三井田副会長の「原子力災害に備えることが、副次的に自然災害、対応力にプラスになるか、なるのではないか」というご質問ですけれども、原子力災害は地震が起因となる可能性が高いということから、原子力災害に備えることと、同時に自然災害に備えることにもなりますので、相互に対応が求められるものと考えております。ハード面につきましては、新庁舎の整備に合わせまして免震構造を取りまして、常設の災害対策室を整備しまして、原子力災害、自然災害に備えた整備をしております。

また、ソフト面としましては、危機管理部の防災・原子力課においては、原子力安全係と防災係というのがありますけれども、それぞれ災害発生時につきましては、課全体で対応に当たるということにしております。また、新採用職員に対しまして、原子力防災に係る研修を行っておりますけれども、原子力発電所の立地自治体職員としての自覚をもって災害に対する対応力の向上を図っております。

続きまして、高木委員の回答につきましては、放射線防護施設を整備している県に確認しましたところ、整備にあたっては多額の費用を要することから、原発の距離や整備に適した建物など、地域の状況に応じて整備を行っているということであります。UPZ内の学校や保育園における放射線防護対策については、県、国と連携して検討して参りたいと考えております。

4、竹内委員の回答につきまして、同じ質問内容で、県・市・村といただいている質問につきましては、広域避難計画は新潟県の計画とも整合性を図りながら作成していることから、先ほど県の回答がございましたけれども、それと同じ内容とさせていただきます。違う部分、柏崎市にいただいている部分について回答させていただきます。

2の要配慮者の避難について、(1)の施設入所者等についての④でございますけれども、「グループホームや小規模多機能施設の方も放射線防護設備に移動する対象になりますか」、というご質問ですけれども、それぞれの入所施設においては利用者の身体状況などを基にして、避難が可能であるのか放射線防護施設への移動か、という判断をおこなっておりますので、一律、全員がこの放射線防護対策施設の対象になるというものではございません。

(3)の「在宅の避難行動要配慮者について」の①、「在宅の避難行動要配慮者の避難支援について」でございますが、災害の発生直後は、行政機能が完全でない、という懸念がありますことから、地域の共助機能による支援が重要と考えております。そのため、市では柏崎市要配慮者避難支援全体計画というのを策定し、近所の方ですと

か、町内会の自主防災組織、民生委員、消防団など、地域の皆様が互いに協力して助け合う、共助による支援体制を整備し、要配慮の方が地域内で安心して暮らすことができる地域づくりを進めているところでもあります。災害発生時には自主防災組織等において、安否確認を行っていただいておりますが、警戒事態となる震度6弱以上の地震発生時には、避難準備の呼びかけ、施設敷地緊急事態で避難指示が出ましたら、バス避難、集合場所の移動支援などの避難支援をお願いしたいと考えております。

しかしながら、自主防災組織等で活動いただく皆さんも避難対象であることから、市では地域の情報集積地となっております、コミュニティセンターに市職員、緊急時地区派遣隊とっております。職員を派遣しまして自主防災組織、消防団等の連携を図りながら避難支援に当たることとしております。避難行動要支援者の避難行動が自主防災組織等で対応できない場合については、市原子力災害対策本部の指示に基づいて対応に当たることにしております。

②の「どこまで避難支援を求めるか」というご質問についてですが、避難支援については先ほどお答えした通りですけれども、避難準備区域、UPZにつきましては、避難一時移転は、放射性物質放出後となります。そのため、先ほど申し上げた通り、警戒事態において、コミュニティセンターに派遣した市職員が、自主防災組織等から安否確認の情報をいただき、避難や一時移転と対象となった場合に備えております。避難一時移転の指示が出ましたら、市原子力災害対策本部と派遣した市職員が連携して、防災関係機関等共協力をいただきながら、避難支援に当たるということにしております。

③の「安定ヨウ素剤を事前配布されている方が無くしてしまった場合について」ですけれども、安定ヨウ素剤を無くされた方は要配慮者などには含まれておりません。無くされた方、また避難する際に、すぐ出て忘れた方に関しては緊急配布を行う事しております。配布場所につきましては、バス避難の方についてはバス避難集合場所、自家用車の方については発電所から概ね半径10～30km圏内の避難経路上に設ける緊急配布場所となります。

原子力災害対策指針が7月21日に改正され、施設敷地緊急事態、要避難者の規定にあった安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの、という規定が削除、今回の改正で削除されました。今後、県とも協議しながら計画等の修正をし、変更点の周知を図って参りたいと考えております。

最後、本間委員の回答についてですが、多くの質問を市のほうにいただきましたが、広域避難計画ということから、内容によっては県、また国、内閣府等々、確認・調整等が必要になることから、本当に大変申し訳ございませんがお時間をいただき、9月に回答をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎三宮議長

それでは最後に刈羽村さん、お願いします。

◎柳主事（刈羽村・総務課）

刈羽村の柳でございます。いただいたご質問への回答について、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、3枚資料がございますが、1枚目の三井田副会長のご質問、①と②ですが、「原子力災害への備えが、自然災害対応力にプラスになること」はいくつかありまして、ハード面としては、避難道路として災害に強い道路整備ができている点、ソフト面としては、研修や訓練を通じて住民や職員の災害時への対応力が高まるという点がございます。

続きまして、2枚目の竹内委員のご質問について、まず1番目の質問についてですが、村の避難に関する計画につきましては、国の原子力災害対策指針や県の避難計画を踏まえて策定しております。原子力災害時における被ばくの考え方については、県と同じ考え方により策定してございます。

続きまして、竹内委員の2番（1）、②から裏面にいきまして⑤までについてですが、介護や福祉の通所施設やグループホーム等は利用者の方々が負担なく避難できるよう、各施設でそれぞれ避難計画を策定しており、夜間を含め、その計画に基づいて避難することとなっておりますが、各施設で対応が困難な場合は、防災関係機関の協力を得て避難の支援を行います。

ご質問③の放射線防護施設につきましては、健康リスクが高まり、受け入れ対象となる方の人数を既に把握しておりまして、その人数を踏まえましても余裕のある状況でございます。また、今後施設等から避難等に関してご意見やご相談等ありましたら、より良い避難ができるように対応して参りたいと考えております。

続いて、最後のページですが、2番（3）の①、②についてでございます。近隣住民や消防団等の呼びかけや介助のもとで円滑に実施できるよう、県の助言の下、避難支援計画等の整備に努め、体制を整備して参ります。

また、避難支援につきましては、放射線による健康被害等ないように、無理のない可能な範囲での支援に留めていただき、防災機関等で対応に当たることとなるかと思っております。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。今ほど各オブザーバーの方からご説明いただいたのですが、まだ各委員から提出いただいた質問に関しまして、すべて回答が来ているわけではございません。時間的な問題と、各所と調整という話もございましたので、次回9月定例会もこの内容に関しまして第2の議題として行いたいと思っておりますので、そのへん踏まえた上で、今日の回答に関しても質疑回答をこれから受けたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、高橋副会長、どうぞ。

◎高橋委員

規制庁さん、ありがとうございました。概ねこういう回答が来るだろうと思っていました。このあと、東電さんにも質問ですが、東電さんの質問の前段で確認をしておきたい。そんな意味から規制庁さんに質問を投げかけました。文書にも出してありますけれども、2007年、当時の斑目委員長が「あれも起きる、これも起きる、みたいな、そんなことをいちいち心配していたら原発なんか造れませんよ。運転できませんよ」という、それで割り切るんだという証言を浜岡の原発の裁判の中で証言をして、それで2、3年後ですね。福島原発の事故の直後、2・3日後だと思うのですが、予算委員会の中で原発の推進側の専門家として「お詫びをします」ということで、国会の中でお詫びをしているんですよ。今日この回答は規制庁さんの、オブザーバー皆さんの回答は非常に教科書通りの、ちゃんとした回答であって、もうこれ以上皆さん、どうにもできないと思うのですが、今述べたようなこういう体質が、国の政策そのものが避難計画とか防災計画、そんなこと言っていたら再稼働なんかできないよ、原発なんか動かさないよ、というのが規制庁、そのへん頑張ってくれよな、手を出さないでくれよな、というのがこの原子力政策だというふうに思いますので、今日ここにおられるオブザーバーの皆さんにどうのこうの、いい悪いのとは言いません。

それで、東電さんですが、私の質問はそういうことを聞いているんでなくて、今年の3月には燃料を装荷して、6月・7月には、予定ですけど計画なんだけども6月・7月には動かしたい。動かしたいという希望なんでしょうが、仮に今回の一連の問題、不祥事が起きないとしたら動かしていたのかいないのか。今、県も市も村もみんな、避難計画に対していろいろ努力をしております、積み重ねて参りますとか、いろんなことを言っております。まだそれなりの実効性があるというふうに各関係の市町村とか県とか。そういうところまで至っていないのですが、私が聞いているのは、100%とは言いませんが、ある程度まで避難計画とか防災計画が確立するまでは原発を動かすのか、動かさないのか、という質問をしています。努力して参りますとか、協力して参りますとか、そういうお答えであって。仮に、逆にもう十分な計画が立ててあると思いますから動かします、とか、でもここには努力をして参りますとか、というふうに答えておられるわけなんです。もう少し避難計画がきちんとなるまでは、規制委員会がどんなに合格を、合格証を出したとしても、動かすのか、動かさないのか。まず避難計画がきちっと確立するまで。準備万端整ってはいるんだけど動かすわけにはいかない、という判断をしてはどうか。する気があるのか、ないのかということをお聞きしているつもりで。頑張ってお参りますとか、努力をして参りますとかという話ではないことなので、そのへん何も起きていなかったら今年6月7月に動かしていたのか、いないのか。過ぎたことだからわかりませんが、っていう話になるかもしれません。もう止めますけども。避難計画がきちっとできるまでは、動かさないという、そういう回答を私はほしい。

それから、歴代の三代にわたる市長にもこの質問をずっとやってきています。今の

市長、その前の市長、その前の市長も、要は「当然ですよ。避難計画がきちっとできなきゃ原発なんか動かさせませんよ」というのは、これは議事録とかそういうものも市役所の中には、たぶん残っているはずですけども、それを踏まえた私の質問に対して答えていただきたいと思います。以上です。

◎三宮議長

東電さんへの質問だけでいいですよ。それでは東電さん、よろしいですか。

◎割田広報部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

再稼働についてどのように考えているか、というご質問かと理解しております。再稼働につきまして、一連の事案の徹底的な原因究明、そして再発防止策、これを講じることが必要であるということで、現時点では再稼働できる段階にはないと考えてございます。まずはしっかりと原因を究明し、その上で規制委員会の検査に対応するなど一つひとつ実績を積み重ねていくということ、これが重要であると考えています。

◎高橋委員

すいません。私はそれを聞いているのではなくて、規制委員会とかそういったものがきちっともう、「いいよ」という返事が出たとしても避難計画が冬季間の場合だとか、いろんな場合、まだまだ確立するどころか、本当に五里霧中っていいですかね、全く先が見えていない、そういう中でも、再稼働ありきなのか、どうなのか。私が聞いているのとは違うと思うんですよ。お答え願います。

◎三宮議長

はい。

◎割田広報部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

すみません。繰り返しになって申し訳ございませんが。避難計画につきましては、私共のやれるところをしっかりと対応して参りたいというふうに思っております。また、再稼働につきましては、先ほどお話をさせていただいた通りでございます。以上です。

◎高橋委員

それしか答えられないと思いますけれども、ある程度まで避難計画が煮詰まるまでは、どんなに東電さんの構内の中、あるいは外もそうですが、準備万端整ったとしても一つ整っていないのが避難計画だというふうに思うのですが、もうこれ以上申し上げませんが、これは議事録とか、あるいは視点の中には出てくると思います。市民が見ていると思います。それが私の質問の1つでもありますけれども。東電さんのお考えはよくわかりました。以上です。

◎三宮議長

他にある方。須田委員、お願いします。

◎須田委員

須田でございます。よろしく申し上げます。柏崎市さんにお伺いいたしますが、コミセンの対応者、そして災害担当者というのは、年度当初にどなたがどこを担当す

るのをお決めになるかと思うんですが、決められた後に健康上の問題だとか、それから自宅に要介護者が急に発生したというような場合も、いろいろあろうかと思えます。そして、女性の場合は妊娠ということもあろうかと思うんですが、そういうことを踏まえて、随時この担当者の点検をしているのか、どうか。担当者に充てられても、なかなか健康上の問題が伴わないのに、それを担当するというのは非常に困難だかと思うんですが、その点はどういうふうになっておりますでしょうか。よろしくお願ひします。

◎三宮議長

柏崎市さん、お願ひします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市です。今ほど須田委員からもありましたように、年度の当初にそれぞれ、各部のほうから割り当てさせていただいているところですけども、年度途中で、女性の妊娠ですとか健康上の問題とか、当然あり得ることですので、各部の中でまた調整いただくということにしております。以上でございます。

◎三宮議長

いいですか、それでは、竹内委員お願ひします。

◎竹内委員

竹内です。まず、県に対してですけれども、そのあとの柏崎市と刈羽村のベースとなる回答であるにも関わらず、どこの項目で何を答えているというお返事だけでは、本当にこの会自体が成立しないかなど。回答としていかなものかということをもまず申し上げたいと思います。

それから、次にですけれども、私が質問させていただいた、入所施設から核防護施設として、そこに入所者を屋内退避させたまま、避難させ続ける PAZ の入所施設の方から対応は困難という声は聞いていない、という回答だったのですが、県・市・村とも、これは聞こうとしていないとしか思えないです。これを作ってくださいという指令を出して作ってもらって、向こうは何か文句を言っはいけないんじゃないかと思っ何も言わないというだけだと思っます。まずその姿勢を改めたいだきたいと思っます。

それから、私の質問の 2 の (1) の⑤ですけれども、本当に社会福祉施設に勤めてる方たちは、親を別の施設に預けて通所させて、それで自分も福祉施設で働いてるって方が大勢います。また子供たちが学校に行っていたり、保育園に行ったりして、自分は勤めているというお母さんたちもたくさんいます。その状態で、通所型の社会福祉施設においては、利用者をご家族に引き渡すことを想定しています、の一点張り。どこも一点張りというのは、これは本当に生活者を見ていない。その施設で避難計画ができればそれでいいと。全体として、それが機能できるかどうか考えていないとしか言いようがないと思っます。本当にこのところは、一つひとつの避難計

画、施設の避難計画が OK ならいい、じゃなくて、市として村として、県として、住民がそれで回るのかどうかという視点で、もう一度考え直していただきたいと思います。こんな計画であれば、原発のあるところで、福祉施設で働く職員はいなくなってしまうと思います。以上です。

◎三宮議長

意見ということでよろしいですね。すいません、最初にお話したつもりだったのですけど、新潟県さんの回答に関しては、こちらで時間を切っていたので、あのような回答になってしまったので申し訳ありません。

それでは他にいらっしゃいますか。高木委員、お願いします。

◎高木委員

高木です。新潟県さん、柏崎市さん、回答ありがとうございます。

最初、道路の地震の復旧ですけども、地震の時は時間があるというか、語弊がありますがすけども、急いでやらなくても大丈夫かなという考えもありますけども、やはり複合災害の場合には、急いでやるということになりますので、このへんをもうちょい詰めていただければなと思っております。

柏崎市さんですけれども、やっぱりハード面の整備というのは必ずお金がかかるということは十分理解できますから、なるべく早く、国・県と予算取りをして、地域住民が安心できるようなハード面の整備をお願いしたいと思います。回答に対する意見です。よろしくお願い致します。

◎三宮議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいますか。小田委員お願いします。

◎小田委員

質問というか意見ですけれども、この場ではそぐわない部分もあるかもしれないんですけど、東日本大震災を経てそれよりも大きな自然災害が起こっても耐えられるよということ今、柏崎刈羽原子力発電所の耐震工事等が進められてるかと思うんですけども、実際自然災害が起こったとして、あの規模の災害が今後、柏崎、新潟県内で起こるということになると、当然原子炉だけは仮に止まるかもしれない。きちり機能したとしても、柏崎市で起こったと仮定した時に柏崎市並びに周辺自治体の我々というのは、相当のダメージを受けるということになるかと思えます。そうすると、原子力発電所は安全に止まりました。ただ町は大変な状況ということのほうが、どっちかという現実的に起こりうる可能性が高いかなと私は個人的に考えていて。そうであると、我々自身が、例えばもっと個々の家で、その災害に対して備えることが大事なかなあというふうに皆さんの意見を聞いて思いました。

例えば、大雪の時に避難ができないからどうするんだ。原子力、放射、ベントしなきゃいけないような事象が起こるということは、相当インフラですとか、いろんな部分にダメージを負っていることが想定されるので、例えば家が倒壊するとか、そうい

うことも起こり得るほどの大きな災害が起こっているという前提になろうかと思えますので。実際、家が倒壊した時に、そこから自分でどうやって出るかということを私たち自身が考えていかないということになりかねない、ということになりますので、行政の方々に関しては、そこまでその危機感を、我々に与えなくてもいいんですけども、普段からの備えみたいなものを、少し今までよりも促すような広報ですとか PR みたいなものをお願いしたいと思います。以上です。

◎三宮議長

それは意見ということでもいいですかね。

◎小田委員

もし可能であれば、今後そういうふうに対応していただきたいと、あくまでも意見です。

◎三宮議長

意見・要望ということで。

他にいらっしゃいますか。宮崎委員。

◎宮崎委員

宮崎です。東京電力にお聞きします。そのお答えによって、新潟県にも続いて聞きたいのでご了解ください。

まず、私の質問に対する東京電力の回答について、改めて質問します。ベントする時間ですね。事象発生から約 38 時間後にベント操作が必要となると言っておられました。これは常にでしょうか。この文書の先のほうに、圧力が上昇した場合と書いてありますが、圧力というのは常に一定の上昇の仕方であれば常に 38 時間のベント操作が可能というふうに取り取れるのですが、圧力の上昇が早かった場合にも 38 時間ということなんでしょうか。ベント使わない。福島事故のように、もうどこかで配管が漏れて放射能が散ってしまったというふうな場合も、常に 38 時間というのは信じていいのでしょうか。これより短くなるってことはない。これが最大というのか、常にということかお聞かせ願いたい。もう 1 つ、このベントする前に地域の災害規模というのはわかるものですか。次に新潟県に聞きたいので、ここしっかり答えて下さい。ベントする前に、もう既に災害の規模が分かる。前に、福島事故以降ですね、放射線の予測システムっていうのが、かつて文部省が持っていたものが、もうつかえないんだって言って、投げ出したことがあるんですが、ああいう機械を使ってもその先が読めないんですが。このベント前に規模が分かる、どのようにしてわかるのか教えてください。東京電力お願いします。

◎三宮議長

東電さん、お願いします。

◎篠田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の原子力安全センター篠田と申します。宮崎さんご質問ありがとうございます。

まず、こちらに回答で記述しましたところは、6・7号機のいわゆる安全審査、設置許可の審査の中で評価している内容を記述したものでございます。ここで仮定している、どんな事象を想定しているのかということがございましたけど、個々の機器の壊し方というのはいろんなかたちがありますけども、そういう中で最も厳しいものを想定している場合がこの条件でございます。厳しいと申しますのは、福島第一の事故の時よりも、より原子炉の圧力容器につながっている冷却水の配管が非常に大きな亀裂が入って、冷却水が流出しているという状態を想定して、そうすると格納容器の圧力の上昇というのが大変上昇速度が速くなります。福島第一の状況よりも早くこの格納容器の上昇が早くなるという事象を想定して、それでも今回新たに用意した重大事故の対処設備を使いながらこのベントの時間を38時間まで延命できるというような評価をしてございます。その上で東京電力としては、それでも38時間後にこのベントをするということも回避したいと考えておりまして、この代替循環冷却というものを設けて、この38時間後のベントですら不要になるということを設計・設備を用意して、またそれを使えるような訓練を、人ですね。それを最終的に使うというものをしているという状況でございます。

それから、2番目の予測につきましては、要はベントした場合の被ばくの評価ということかと存じますが、これにつきましては私共が持っているシステムで、その時点の予測値で何時間後の風向と風速。発電所の周りの状況を、その風向・風速に基づいて、中に含まれている放射性物質がこのベントの時に放出したものがどのように、どの方向に、何時間後に、どれくらいいくのか、という評価をしております。それにつきましては、新潟県さんに情報としてお伝えしていくということを事故時には今後やってまいるといことになります。以上です。

◎三宮議長

よろしいですか、それで。

◎宮崎委員

答えておられないことがありましたので。

38時間って最大なんですか。常になんですか。

◎篠田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

私共が申しあげました福島第一の事故よりも厳しい、厳しいというのはより冷却材の流出とかが大きくて事象の進展が早い。格納容器の圧力の上昇の速度と福島第一の事故よりも、より速いシナリオでも、この現状の柏崎の対策によって38時間後まではベントを延命できるという評価をしてございます。

◎三宮議長

38 時間までは大丈夫ということで。いいですか、宮崎さん。

◎宮崎委員

常というふうに理解しました。それから、先ほどの事故の状況ですね、なんですか、何とかシステムを使って報告するというわけですね。

◎篠田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

私共が、評価したデータにつきましては、県にも提供していきますということをし上げました。

◎三宮議長

はい。

◎宮崎委員

わかりました。質問です。それで、その上に立って県に聞きたいのですよ。県の回答の中に、私の質問はPAZ っていうのが、私たちに配られているこのガイドブックによれば、放射性物質放出される可能性がある事態が発生した時にはもう、避難開始の指示が出るんですよ。そういうことなので、今東京電力の話を知ると、予測でしかない。予測でしかない状態で県に知らされる、市町村に知らされる。それで人員配置を指図するんですか。そうすると私の心配は、ものすごい時間がかかってきて、現場なんかめっちゃくちゃじゃないかと。避難者を受け入れるような体制を作れるのかという心配があるもんですから、聞いているのですが。このガイドブックには、出る可能性がある時にはもう住民に逃げろと言っていて、その時に県は東京電力から予測でしかない避難状況を基に対策するんですか。避難受け入れ態勢を準備するんですか。聞かせてください。

◎三宮議長

それは質問ですか。新潟県さん、お願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

ただ今の宮崎委員からいただきましたご質問につきましては、質問 5 及び質問 6 を中心とした避難所の受け入れに対する県の応援に関する質問ということでよろしいでしょうか。

そう致しますと、まず大前提と致しまして、前回の回答にもございますが、まず質問 5 でございます。そもそも、避難経由所や避難所の運営支援など、市町村への県の支援につきましては、県の地域防災計画におきまして、まず県は避難の実施に当たり関係機関と連携すると共に可能な限り支援・協力を務め、と定めており、県は支援する側でございます。個々の避難経由所の派遣人数等については、市町村からの応援要請の内容や災害の規模。おそらく、ここの災害の規模という部分を捉えまして、事前に災害の規模が分かるのか、という部分で論じられているのかと思います。その上で続けて説明させていただきますが、それに加えて、その段階での避難経由所及び避難

所の状況も踏まえて、県の災害対策本部で調整した上で必要に応じて支援を行うため、事前には定めていないとなっております。

そこで、補足でございますけれども、次のページの8番になります。そもそもでございますが、避難所の運営につきましては、初期段階では避難先の市町村がまず行う事となっております。その前提でもって、県に市町村から応援要請があれば県としては応援を当然出します、というところが最初の作りになります。そう致しますと、例えばPAZの避難であれば当然、放出前の場合もございますし、その段階で要請が来れば、例えばその段階で分かる情報、原発の状況はまだ放出前ですので予測の情報、自然災害の避難に関しては、その段階での地震の被害の状況、あるいは避難所や避難経路所の人員が足りない状況、それらを踏まえてその時点で判断する。そして、それが例えばUPZの避難、放出後の避難であれば、原子力災害の状況も考慮して判断する。その時の要請のあった時点の様々な状況に応じて対応を行うというものでございます。

そういったことから、災害の状況に応じて、その時点の情報の1つということで記載しているものでございます。尚、補足でございますが、私共の7の回答にもございますが、避難時の交通誘導や交通規制については、現場に近い各警察署においてまず実施し、必要に応じて警察本部、新潟市からも行います。また県への市町村の応援要請につきましても、応援要請の内容や災害の規模、避難所等の状況を踏まえ、市町村への支援については本庁だけでなく、各地域振興局、例えば上越、十日町、長岡等もございますが、新潟市の本庁だけでなく現場に近いところからも行います。そういった状況となっております。

◎三宮議長

ありがとうございました。本間委員、お願いします。

◎本間委員

私、質問をいっぱい出して申し訳ありませんでしたけれども、次回まで柏崎市さんにはぜひ、市民の目線に立った回答をお願いしたいと思います。

2点ほど。1点目ですけれども、東京電力さんにですけれども、高橋新一委員が質問された、避難計画ができなければ再稼働しないのか、という説明については、これは国の決めた方針で、有効性のある避難計画ができなければ5段階の深層防護の考えに合致しないわけだから、東京電力の姿勢としては避難計画ができなければ再稼働致しませんというのが公式な表現じゃないといけないんじゃないですか。それはアドバイス。

もう1つ、後段の宮崎さんの質問に関してですけれども、38時間という話がありましたけれども、福島で第一、1号機が爆発したのは地震からでも津波からでもいいんですけど、何時間後だったのでしょうか。答える必要もないのでしょうか、それは38時間よりずっと前のほうですよ。38時間後にベントする想定というのは、福島よりもシビアな想定をされているけれども、柏崎の原発は38時間まではベントし

ないでもいいと、そういうことなのでしょうかね。これは質問。

◎三宮議長

東電さん、質問に関してお願いします。

◎篠田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ご質問ありがとうございます。最後のご質問のところにつきましては、あくまで有効性評価といいまして、想定している。設定している条件の下での評価値でございます。

◎本間委員

すると現実の事故の中では、簡単にいえば福島の事故をなぞらえただけでも、それよりもシビアな条件があるわけですね。当然。

◎篠田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

福島の事故の時の状態の設備のままでしたら、起こり得るシナリオ。例えば、水素などが水素爆発に最終的に至ってしまったわけですが、ああならないような対策の重大事故の対処設備を、柏崎では重層的に設けておりまして、それによって水素爆発などには至らないと、結果を示しているものでございます。

◎本間委員

わかりましたというか、言いたいことはわかりましたけど、福島ではああいう事故だったけども、柏崎にあるとなぜか、そんなに早くは事態が悪くはならないという見積もりだということですが、それでは納得できないのではないかなという感想です。

◎三宮議長

はい。

◎篠田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

すいません、私の説明が分かりにくくて申し訳ありませんが、福島第一の事故の時点の同じ状態の設備であれば柏崎でも同じことに至ってしまったと思われまして。そこで、あそこで学んだことを我々が今回、今、安全対策工事で用意している設備によって、ああいうふうにならないように、水素もたまらないようにというような設備を全部用意して、そういう設備が機能した上でこのように38時間まで延命しているというものでございます。

◎三宮議長

他にまだ今日発言されてない方、よろしければ。三井田副会長。

◎三井田委員

柏崎エネルギーフォーラム、三井田です。まずは、感想と最後に質問ということで。私の質問に答えてくださった自治体の皆さん、ありがとうございます。なぜその質問

をしたのかという部分ですけど、さっき小田さんも言っていましたけれども、通常いろんな対策工事をして、災害が起きても避難しなくていいようにということで、まず対策をやっているわけなので、起こりうるケースがあるとしたら、広報とかでもたまにありますけど、地震とかいろんな災害が起きた時に、震度いくつでした、で、発電所に異常ありません、という広報は流れているけど、自治体というか、いろんな住民には被害が出ているというケースがあると思うんですね。なので、複合災害を想定しているという部分でプラスがあるということもお聞きして安心した部分もありますし。ぜひ、要は複合災害じゃないから、要は原子力災害じゃないから。例えば、逃げなくていいんだとか、助けなくていいんだってわけではないと思うので、ぜひその部分、あたかも災害が起きると原子力施設がもたないみたいなイメージが先行しているような感じがするんですけど、そのへんがならないように、極端な話ですけど、人の家が壊れても原子力施設が壊れないように今、対策しているわけで。じゃあ原子力災害が起きてないから住民に何があってもいいってわけじゃないと思うので。ぜひ、そのプラスになっているというところを生かしてですね。原子力複合災害になっていないから助けなくていいとか自治体が何もしないでいいわけじゃないってことはもちろんわかってらっしゃると思うのですが、ぜひそれを生かしていただきたいという部分で敢えて質問させていただきました。それは感想です。

質問の部分は規制庁にですけれど、先ほどから原子力防護の多重防護という考え方の部分で、原子力災害に関しての安全性の担保の部分で避難計画というのはもちろん1つあるわけですけども、要は規制庁のそのさっきの回答、わからなかったので確認ですが、要は原子力規制庁の役割としては、その多重防護の中の、要はその避難計画でいう第5層に頼ることなく、それをしなくていいようにするために全力を注いでいるのが職責だっというふうな理解でよろしいんでしょうか、というのが質問です。

◎三宮議長

規制庁さん、お願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。若干極論になるかもしれませんが、おっしゃる通り規制庁としては、その施設、いわゆるオンサイト側に責任を持っていて、安全審査等で確認をしています。一方で、オフサイト側で全く何の役割を持っていないかというところではなくて、先ほどご説明したように指針を策定したり、それに基づいた確認は役割分担の中ではしていますが、避難計画を策定するなど直接関与する立場にはないということです。

◎三宮議長

それでは時間になりましたので、質疑を終わりたいと思います。オブザーバーの方々にお願いですけども、今回未提出の回答書と、今日の内容も一部踏まえと思うのですが、8月25日水曜日午後3時までに、事務局にメールで提出していただき

たいと思います。それを見て次回の定例会で本日に引き継いで回答に対する質疑回答の時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、以上で議事を終了いたします。事務局お願いします。

◎事務局

次回の定例会についてご案内いたします。第219回定例会は令和3、2021年9月1日水曜日午後6時30分から、ここ柏崎原子力広報センターで開催します。

お帰りの際には、マイクの消毒に使用したウェットティッシュを会議室出口に設置してあるゴミ箱に入れてください。またお手元のペットボトルはお持ち帰りください。尚、この会場は直ちに消毒作業を行いますので、取材等は1階のエントランスホールで8時45分までとさせていただきます。

以上を持ちまして、地域の会第218回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

－ 終了 －